報第６号

専決処分報告について
（都市計画税条例の一部を改正する条例）

本市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和４年（２０２２年）５月２０日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

専第６号

都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

本市都市計画税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和４年（２０２２年）３月３１日

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市都市計画税条例（昭和３５年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に改める。

附則第４項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第３９項」に改める。

附則第１６項を附則第１７項とする。

附則第１５項中「第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項」を「第１４項から第１８項まで、第２０項、第２１項、第２５項、第２８項、第３２項から第３６項まで、第３９項、第４０項若しくは第４４項」に改め、同項を附則第１６項とする。

附則第１４項中「附則第６項及び第８項」を「附則第７項及び第９

項」に、「附則第６項及び第９項」を「附則第７項及び第１０項」に、「第９項及び第１０項」を「第８項、第１０項及び第１１項」に、「附則第９項から第１１項まで」を「附則第１０項から第１２項まで」に、「附則第１１項の「農地」」を「附則第１２項の「農地」」に、「附則第１１項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に、「附則第１２項」を「附則第１３項」に改め、同項を附則第１５項とする。

附則第１３項中「附則第１１項」を「附則第１２項」に改め、同項を附則第１４項とし、附則中第１２項を第１３項とし、第１１項を第１２項とする。

附則第１０項中「附則第６項」を「附則第７項」に改め、同項を附則第１１項とする。

附則第９項中「附則第６項」を「附則第７項」に改め、同項を附則第１０項とする。

附則第８項中「附則第６項」を「附則第７項」に改め、同項を附則第９項とし、附則中第７項を第８項とする。

附則第６項中「１００分の５」の次に「（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあっては、１００分の２．５）」を加え、同項を附則第７項とし、附則中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

（法附則第１５条第４４項の条例で定める割合）

５　法附則第１５条第４４項に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の新潟県柏崎市都市計画税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和３年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

参考資料

新潟県柏崎市都市計画税条例（昭和３５年３月２５日条例第１１号）

改正後	改正前
附　則 １　（略） （法附則第15条第33項の条例で定める割合） ２　法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 （法附則第15条第34項の条例で定める割合） ３　法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 （法附則第15条第39項の条例で定める割合） ４　法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 （法附則第15条第44項の条例で定める割合） ５　法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） ６　（略） （宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例） ７　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の５（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	附　則 １　（略） （法附則第15条第34項の条例で定める割合） ２　法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 （法附則第15条第35項の条例で定める割合） ３　法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 （法附則第15条第42項の条例で定める割合） ４　法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、３分の２とする。 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） ５　（略） （宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例） ６　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

改正後	改正前
8　（略） 9　附則第７項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第７項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 10　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第７項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の３の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 11　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第７項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の３の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例） 12　（略） （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例） 13　（略） 14　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第12項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定	7　（略） 8　附則第６項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第６項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 9　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第６項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の３の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 10　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第６項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条若しくは第15条の３の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例） 11　（略） （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例） 12　（略） 13　前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第11項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定

改正後	改正前
により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。 15　附則第７項及び第９項の「宅地等」とは法附則第17条第２号に、附則第７項及び第10項の「前年度の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第６項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第７項、第８項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第４号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第８号ロに、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第１号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第２項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第13項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の２第１項に規定するところによる。 16　法附則第15条第１項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の３又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の３若しくは第63条」とする。 17　（略）	により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。 14　附則第６項及び第８項の「宅地等」とは法附則第17条第２号に、附則第６項及び第９項の「前年度の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第６項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第７項、第９項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第４号に、附則第９項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第８号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第１号に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第２項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第12項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の２第１項に規定するところによる。 15　法附則第15条第１項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の３又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は附則第15条、第15条の３若しくは第63条」とする。 16　（略）